

大阪市告示第1624号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場、臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年12月1日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年12月8日（月）	
	令和7年12月15日（月）	
	令和7年12月22日（月）	
	令和7年12月28日（日）	午前7時から 午後5時まで

2 臨時休場

施設名	年 月 日
鶴見緑地運動場	令和7年12月29日（月）から 令和8年1月1日（木）まで

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年12月2日（火）から 同月7日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年12月9日（火）から 同月14日（日）まで	※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時
	令和7年12月16日（火）から 同月21日（日）まで	

	令和 7 年12月23日（火）から 同月27日（土）まで	間どおり開場する。
鶴見緑地庭球場	令和 7 年12月 2 日（火）	午前 9 時から 午後10時まで
	令和 7 年12月 5 日（金）	
	令和 7 年12月 9 日（火）	
	令和 7 年12月12日（金）	
	令和 7 年12月16日（火）	
	令和 7 年12月19日（金）	
	令和 7 年12月23日（火）	
	令和 7 年12月26日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）